

第四百五十八條の次に次の二条を加える。

第四百五十八條の二 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があつたときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならぬ。

(主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務)

第四百五十八條の三 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知つた時から二箇月以内に、その旨を通知しなければならない。

2 前項の期間内に同項の通知をしなかつたときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から同項の通知を現にするまでに生じた遅延損害金(期限の利益を喪失しなかつたとしても生ずべきものを除く。)に係る保証債務の履行を請求することができない。

3 前二項の規定は、保証人が法人である場合には、適用しない。

第四百五十九條第一項中「過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受け、又は「及び」を削り、「消滅させるべき行為」を「消滅させる行為(以下「債務の消滅行為」という。)」に、「対して」を「対し、そのために支出した財産の額(その財産の額がその債務の消滅行為によつて消滅した主たる債務の額を超える場合)にあつては、その消滅した額」の「に改め、同条の次に次の一条を加える。

(委託を受けた保証人が弁済期前に弁済等をした場合の求償権)

第四百五十九條の二 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、主たる債務者がその当時利益を受けた限度において求償権を有する。この場合において、主たる債務者が債務の消滅行為の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によつて消滅すべきであつた債務の履行を請求することができる。

2 前項の規定による求償は、主たる債務の弁済期以後の法定利息及びその弁済期以後に債務の消滅行為をしたとしても避けることができなかつた費用その他の損害の賠償を包含する。

3 第一項の求償権は、主たる債務の弁済期以後でなければ、これを行使することができない。

第四百六十條第三号を次のように改める。

三 保証人が過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受けたとき。
第四百六十一條第一項中「前二条」を「前一条」に改める。
第四百六十二條第一項を次のように改める。

第四百五十九條の二第一項の規定は、主たる債務者の委託を受けずに保証をした者が債務の消滅行為をした場合について準用する。

3 第四百五十九條の二第三項の規定は、前二項に規定する保証人が主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をした場合における求償権の行使について準用する。

第四百六十三條を次のように改める。

(通知を怠つた保証人の求償の制限等)

第四百六十三條 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者にあらかじめ通知しないで債務の消滅行為をしたときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができる事由をもつてその保証人に対抗することができる。この場合において、相殺をもつてその保証人に対抗したときは、その保証人は、債権者に対し、相殺によつて消滅すべきであつた債務の履行を請求することができる。

2 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者が債務の消滅行為をしたことを保証人に通知することを怠つたため、その保証人が善意で債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、その債務の消滅行為を有効であつたものとみなすことができる。

3 保証人が債務の消滅行為をした後に主たる債務者が債務の消滅行為をした場合においては、保証人が主たる債務者の意思に反して保証をしたときのほか、保証人が債務の消滅行為をしたことを主たる債務者に通知することを怠つたため、主たる債務者が善意で債務の消滅行為をしたときも、主たる債務者は、その債務の消滅行為を有効であつたものとみなすことができる。

第二目 個人根保証契約

第四百六十五條の二の見出しを「(個人根保証契約の保証人の責任等)」に改め、同条第一項中「その債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによつて負担する債務(以下「貸金等債務」という。))が含まれるもの(保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」を「保証人が法人でないもの(以下「個人根保証契約」に「すべて」を「全て」に改め、同条第二項及び第三項中「貸金等根保証契約」を「個人根保証契約」に改める。

第四百六十五條の三の見出しを「(個人貸金等根保証契約の元本確定期日)」に改め、同条第一項中「貸金等根保証契約」を「個人根保証契約であつてその主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによつて負担する債務(以下「貸金等債務」という。))が含まれるもの(以下「個人貸金等根保証契約」という。))に、「貸金等根保証契約」を「個人貸金等根保証契約」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「貸金等根保証契約」を「個人貸金等根保証契約」に改め、同条第四百六十五條の四の見出しを「(個人根保証契約の元本の確定事由)」に改め、同条中「貸金等根保証契約」を「個人根保証契約」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第一号に掲げる場合にあつては、強制執行又は担保権の実行の開始があつたときに限る。

第四百六十五條の四第一号中「主たる債務者又は」を削り、ただし書を削り、同条第二号中「主たる債務者又は」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、個人貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、次に掲げる場合にも確定する。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、強制執行又は担保権の実行の開始があつたときに限る。

一 債権者が、主たる債務者の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。

二 主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

第四百六十五條の五を次のように改める。

(保証人が法人である根保証契約の求償権)

第四百六十五條の五 保証人が法人である根保証契約において、第四百六十五條の二第一項に規定する極度額の定めがないときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。

2 保証人が法人である根保証契約であつてその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定め若しくはその変更が第四百六十五條の三第一項若しくは第三項の規定を適用するとすればその効力を生じないものであるときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。

3 前二項の規定は、求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に求償権に係る債務が含まれる根保証契約の保証人が法人である場合には、適用しない。

第三編第一章第三節第四款に次の一目を加える。

第三目 事業に係る債務についての保証契約の特則
(公正証書の作成と保証の効力)

第四百六十五條の六 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人にならうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。